

令和2年10月9日

保護者各位

青島日本人学校  
校長 渡邊 浩之

## 緊急時の心肺蘇生法及びAED（自動体外式除細動器）の使用について

本校では、学校管理下での緊急時に備えてAED（自動体外式除細動器）を設置しています。

AEDとは、「Automated External Defibrillator」の略称で日本語では「自動体外式除細動器」といいます。AEDは、心臓が心室細動などの状態（心臓がけいれんし血液を全身に流せず機能停止している状態）から正常な心拍に戻すためのもので、日本では一般市民が使用できる医療機器といわれています。

日本のほとんどの学校や公共施設には、少なくとも1台のAEDが設置されており、一般市民による早期のAEDの使用で一人でも多くの命が助かることが期待されています。本校でも、日本の学校と同様にAEDを設置し、緊急時に本校教員による心肺蘇生法及びAED使用等の救急処置を講じる体制をとる必要があると考えています。

日本では、一般市民がAEDを使用することに対して法整備（刑法、医師法等）がされておりますが、中国においては法整備がされておられません。そこで、青島日本人学校敷地内で、本校教員による学校管理下での緊急時のAEDの使用に関して、保護者の同意を取る必要があると、学校関係の法律事務所より助言を受けています。

趣旨を御理解の上、お手数ですが、下記同意書に御記入いただき、学級担任まで御提出ください。よろしく願いいたします。

記

- 1 緊急時にのみ使用いたします。



..... 切り取り線 .....

令和 年 月 日

## 同意書

本校教員による緊急時の心肺蘇生法及びAED（自動体外式除細動器）の使用について

同意します

同意しません

※いずれかに○

（ その他、御意見・御不明な点等ございましたら御記入ください。 ）

保護者氏名（ 印 ）

児童・生徒名（ 年： ）（ 年： ）

\*本同意書は、本校在学期間中有効とし、確認後、職員室にて保管させていただきます。